

医 第 1602 号
令和3年6月14日

各医療機関 管理者様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

令和3年度「病床機能再編支援事業」の事業募集に係る意向調査
について（依頼）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、別紙のとおり、令和3年5月28日付厚生労働省医政局地域医療課事務連絡（以下「国事務連絡」という。）により、令和3年度実施に係る申請書の提出期限等について、各都道府県に連絡がありました。

当該事業は、地域医療構想の達成に向け、高度急性期、急性期及び慢性期の対象3区分の稼働病床数が、平成30年度病床機能報告時と比較して10%以上減少した場合や、同様に、対象区分の病床減を伴う統合により1以上の病院が廃止になった場合に、その減少する病床数に応じて一定の給付金を支給するなどの内容となっています。

また、当該事業の活用のためには申請書等を提出後、貴医療機関が所在する地域の地域医療構想調整会議及び県医療審議会等において意見聴取を行うとともに、関係者の合意を得ることが要件となっています。

つきましては、貴医療機関において応募を検討される場合は、国事務連絡別添要領の「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に記載の要件等を十分にご確認いただき、下記の問合せ先に事前連絡のうえ、令和3年7月21日（水）までに、必要書類をメールにて送付いただくようお願いいたします。

また、来年度以降に活用意向があるという場合についても、下記問い合わせ先までご一報ください。

なお、本照会は、平成30年度の病床機能報告のデータを基に、対象となりうる医療機関宛に送付しておりますので、現状では補助対象外となっている等の場合は、ご容赦ください。

【県ホームページ】

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/pub/kinousaihenn.html>

【留意事項】

- ・ 当該事業の活用のためには申請書等を提出後、貴医療機関が所在する地域の地域医療構

想調整会議及び県医療審議会等において意見聴取を行うとともに、関係者の合意を得る必要があります。参考までに例年の地域医療構想調整会議等のスケジュールを、以下に記載します。

また、合意が得られた場合でも、国の内示までは事業着手できません。

- 8～9月 第1回地域医療構想調整会議
- 9月 第2回神奈川県保健医療計画推進会議
- 10月 第1回神奈川県医療審議会
- 9～11月 地域医療介護総合確保基金内示
- 10～12月 第2回地域医療構想調整会議
- 1～2月 第3回地域医療構想調整会議
- 2～3月 第3回神奈川県保健医療計画推進会議
- 3月 第2回神奈川県医療審議会

提出先及び問合せ先

地域包括ケアグループ 佐藤、大森、大津、犬飼

電話 045-210-1111 内線 4865、4866

電子メール ouhuku-iryoku@pref.kanagawa.lg.jp